

財務省接受

29.2.7

地第 号
133

平成 29 年度税制改正の大綱に対する意見書



財務大臣 麻生 太郎 殿

平成 29 年 2 月 6 日
東京青年税理士連盟
会長 手塚 大雄

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401 号
電話 03-3356-2916

私たち東京青年税理士連盟は、東京を中心とした青年税理士約 500 名により組織されている団体で、真に「国民のための税理士制度」を目指して活動している団体であり、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っております。

当連盟では、平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定された平成 29 年度税制改正の大綱（以下「大綱」といいます。）について検討した結果、応能負担原則、納税者の権利利益の擁護からみて問題があり、不十分であると思われる項目のうち、特に問題がある下記事項について意見いたします。

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて

（1）控除対象配偶者の要件に所得制限を設けて、配偶者控除額を減額し、または制限してはならない。

大綱では、合計所得金額 900 万円以下の居住者に控除対象配偶者がいる場合に 38 万円の配偶者控除を適用させ、同 900 万円超 950 万円以下に 26 万円、同 950 万円超 1,000 万円以下に 13 万円の配偶者控除を適用させ、同 1,000 万円超については配偶者控除の適用はできないこととしている。

しかし、所得に応じて配偶者控除額を減額し、または制限することは以下の理由から問題がある。

配偶者控除は、基礎控除・扶養控除とともに、憲法第 25 条第 1 項に基づき最低限度の生活に必要な費用は担税力を持たないため課税対象外におこうというものである。

つまり、憲法第 25 条第 1 項に基づき、配偶者の最低限度の生活に必要な費用は、実際に負担している者から控除するという形式で配偶者の生存権を保障するのが配偶者控除である。憲法第 25 条第 1 項は、すべての国民に適用されるものであり、所得の多寡に関わらず適用されなければならない。

よって、控除対象配偶者の要件に所得制限を設けて、配偶者控除額を減額し、または制限してはならない。

なお、所得税法上の基礎控除額・配偶者控除額・扶養控除額 38 万円は、生活に最低限必要な費用には到底満たない金額であるから増額をすべきである。また、扶養控除の対象を年齢 16 歳以上の者に制限することは、上記の理由から制限を撤廃すべきである。

(2) 配偶者特別控除の適用拡大をしてはならず、むしろ廃止しなければならない。但し、消失控除の創設が必要である。

大綱では、現行 38 万円超 76 万円未満の配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下と対象者を拡大させた。

しかし、配偶者特別控除の適用拡大は、以下の理由から問題がある。

現行の配偶者特別控除と配偶者控除は、配偶者の基礎控除とともに納税者に配偶者特別控除（または配偶者控除）の適用が認められるという「二重の控除」を生じさせている。「二重の控除」を引き起こす配偶者特別控除の維持及び拡大については、「我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から」行われたものである、というが、配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下となる場合に限った特別な考慮となっている。そのような一部の者への特別な考慮となる配偶者特別控除の適用拡大をしてはならない。

また、配偶者の合計所得金額とは、給与所得に限ったものではなく他の所得でも適用できるものである。

例えば、年金収入を得ている高齢者世帯についても適用される。具体的には、夫婦ともに年金受給世帯では、年金収入の低い方（年金を受け取る人の年齢が 65 歳以上の場合）の年収が 160 万円以上 242 万円以下の場合について減税となるが、改正の趣旨である就業調整とは全く関係が無い。この点からも配偶者特別控除の適用拡大をしてはならない。

しかし、配偶者特別控除を廃止しただけでは、「手取りの逆転現象」を復活させてしまうこととなる。

よって、配偶者特別控除は廃止し配偶者控除を「消失控除」（配偶者控除の要件所得金額を超えた部分だけを減額し、残額分については控除の適用を認める制度）にすべきである。

なお、就業調整の問題は、税制よりも社会保険制度や企業の配偶者手当の要件が問題となっている。これらの問題を踏まえ、国は、社会保険制度を見直し、かつ、企業に対して配偶者手当が引き起こしている問題を認識させ改善を求めていく必要がある。